

豊川市監査公表第31号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成29年6月27日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	波多野 文 男

【別紙】

定例監査結果に基づく措置通知書（建設部公園緑地課）

監査実施期間 平成28年 8月 8日から
平成28年11月 9日まで

豊川市監査公表第6号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 赤塚山公園の指定管理業務と樹木枯伐採業務委託（その1、その2、その3）は、同一の作業で同時期の一括契約ができるにもかかわらず、分割して契約を行っていた。今後は、一括契約をされたい。</p> <p>3 赤塚山公園の指定管理において、当初に締結した指定管理基本協定の期間内に、市が購入し赤塚山公園に設置した附属備品について、指定管理者との間で、協定書の管理更新の手続が行われていなかったため、適正な事務を実施されたい。</p> <p>4 公園管理施設移設工事及び豊公園階段手摺設置工事の設計金額について、県から示された積算基準及び歩掛表に沿った方法で積算されていなかったため、適正な事務を実施されたい。対する月額計算の端数処理に誤りがあったため、適正な使用料の徴収事務を実施されたい。</p>	<p>1 業務内容、履行場所及び履行時期がほぼ同じである業務については、一括契約を行うこととした。</p> <p>3 附属備品については、従来基本協定で規定しており、附属備品に異動があった場合は、基本協定の変更が必要となるため、当該協定に含めず、別途附属備品一覧を設けて毎年度管理更新することとした。（平成29年4月1日措置）</p> <p>4 県の方法にならない、標準積算基準に設定のない歩掛を決定する場合には、当該工事（修繕）の入札（見積合わせ）に参加することができる者3者を選定して参考見積依頼し、3者の平均値を採用することとした。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成29年6月2日現在のものである。